

札幌第 4284 号

令和 6 年（2024 年）3 月 27 日

市内障害福祉サービス事業所等

管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**令和 5 年度障害者総合支援事業費補助金（障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業：令和 5 年度発生分）の実施について（第 2 回）（通知）**

日頃から本市障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、札幌市では、下記 1 のとおり、国庫補助金を活用し、障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合でも必要なサービスを継続して提供できるよう、通常では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行う「障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施いたします。

つきましては、補助申請を希望される法人におかれましては、下記 2 により申請を行っていただきますようお願いいたします。**特に対象経費・期間が限定されているので御注意ください。**

なお、当該事業は国及び札幌市の予算に上限があることから、補助額が減額となる可能性もありますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、当該事業につきましては、令和 6 年度は実施しませんので、御承知おき願います。

記

1 事業内容

下記ホームページのとおり。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/r5servicekeizokushien.html>

2 申請方法等

(1) 提出期限

令和6年(2024年)4月10日(水)12時00分必着【厳守】

(2) 申請方法

紙ベース(郵送)及び札幌市スマート申請(電子申請)の両方

※上記提出期限までに紙ベース及び札幌市スマート申請(電子申請)の両方での提出がないものについては、未申請扱いになりますので、必ず提出期限までに両方の申請を行うようにしてください(紙ベースでの提出日とは、障がい福祉課で受理した時点(日時)を指します)ので、郵送で提出を行う際は到着日時に御留意ください。

(3) 対象経費・期間

感染者等一覧で確認できる感染者等の対応期間内に発生したかかり増し経費で、令和6年(2024年)1月1日から令和6年(2024年)3月31日までに支出したものが対象

(4) その他補助要件、提出書類など

上記1のホームページのとおり。

### 3 留意事項

当該事業において虚偽の申請その他不正行為があった場合については、補助の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

### 4 問合せ先

多くの問合せが予想されますので、問合せは原則電子メールでお願いいたします。

- ・担当：札幌市障がい福祉課運営指導係
- ・問合せ先メールアドレス：uneishidou@city.sapporo.jp
- ・問合せメール件名：障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業に関する問合せ(令和5年度発生分)
- ・問合せメール本文：次の項目を必ずメール本文に記載してください。

- (1) 事業所番号
- (2) サービス種別
- (3) 事業所名
- (4) 担当者名
- (5) 担当者の連絡先
- (6) 質問内容